

環境省告示第八十五号

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）第七条第四項の規定に基づき、産業動物の飼養及び保管に関する基準（昭和六十二年十月総理府告示第二十二号）の一部を次のように改正し、平成二十五年九月一日から適用する。

平成二十五年八月三十日

環境大臣 石原 伸晃

第1中「愛情をもって飼養するよう努める」を「産業等の利用に供する目的の達成に支障を及ぼさない範囲で適切な給餌及び給水、必要な健康の管理及びその動物の種類、習性等を考慮した環境を確保する」に改める。

第2の(二)中「ほ乳類」を「哺乳類」に改める。

第3の4中「及び産業動物に対する虐待の防止に努めること」を「に努めるとともに、産業動物に対する虐待を防止すること」に改め、同4の次に次のように加える。

5 管理者及び飼養者は、その扱う動物種に応じて、飼養又は保管する産業動物の快適性に配慮した飼養及び保管に努めること。

第7中「ほ乳類」を「哺乳類」に改める。